

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

＜ 2025年 6月1日 現在＞

1. 緑風苑 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する サービスについての相談窓口

(相談受付時間) 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (事務手続きなど)

(電話番号) 048-578-7257

(担当) 平賀・横須賀・青田

苦情等の窓口

①苦情受付箱・・・介護老人福祉施設緑風苑正面入口横に設置しております。

②第三者委員・・・当事者への苦情受付窓口として、次の第三者2名を設置しております。

・府川 吉延 (森経理事務所代表社員 048-554-1331)

・高橋 秀雄 (元行田市役所職員 048-559-2014)

③行田市高齢者福祉課 048-556-1111

④羽生市高齢介護課 048-561-1121

⑤埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係相談窓口

〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合 1704 国保会館

電話 048-824-2568

2. 緑風苑 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

事業所名称 緑風苑 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

所在地 埼玉県行田市佐間 2-2-18

介護保険指定番号 1193700059 号

対象地域 行田市 羽生市

サテライト 緑風苑 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

事業所名称 サテライト緑風苑 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

所在地 埼玉県行田市須加 1529

介護保険指定番号 1193700059 号

対象地域 行田市 羽生市

(1) 職員体制

	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1 名		1 名	サービス管理全般
計画作成責任者	1 名以上		1 名以上	計画書作成
オペレーター	1 名以上		1 名以上	相談・緊急通報対応

訪問 介護員	定期巡回 随時訪問	必要数 1 名以上	必要数 1 名以上	必要数 1 名以上	生活援助・身体介護
訪問看護（連携訪問 看護ステーション）		常勤換算 2.5 名以上 看護師 1 名常時連絡が取れる体制			健康管理等

（２）サービス提供時間・・・ 年中無休・ 24 時間

3．サービス内容

- （１）定期巡回サービス 食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換
安否確認・内服管理など日常生活上の支援
- （２）随時対応サービス オペレーターによる相談支援・緊急通報の受信。
- （３）随時訪問サービス 緊急通報により必要に応じて自宅へ訪問しての
日常生活の支援
- （４）訪問看護サービス 医師の指示のもと看護師が健康管理
月 1 回の定期的なアセスメント
連携先の訪問看護ステーションの看護師

4．利用料金

- （１）介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担は、原則として基本
料金の 1 割、2 割若しくは 3 割です。
具体的な料金については別紙料金表をご参照ください。
- （２）訪問の際に、サービス提供で使用する水道・ガス・電気等の費用については、
ご利用者のご負担となります。
- （３）緊急通報端末機器の設置については、1 回目については無料となりますが、2
回目以降は設置工事の費用が発生する場合があります。
- （４）訪問地域が行田市以外になる場合については、交通費が発生する場合があります。

連携型事業所

- （１）基本料金について
1 ヶ月の定額制として、基本単位数は下記の通りです。

介護度	単位数 (単位/月)	10割 (円/月)	1割 (円/月)	2割 (円/月)	3割 (円/月)
要介護1	5,446	56,747	5,675	11,350	17,025
要介護2	9,720	101,282	10,129	20,257	30,385
要介護3	16,140	168,178	16,818	33,636	50,454
要介護4	20,417	212,745	21,275	42,549	63,824
要介護5	24,692	257,290	25,729	51,458	77,187

訪問看護が必要な場合（連携先訪問看護ステーション）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 と連携する場合	単位数 (単位/月)	10割 (円/月)	1割 (円/月)	2割 (円/月)	3割 (円/月)
	2,954	30,780	3,078	6,156	9,234
要介護5の場合	3,754	39,116	3,912	7,824	11,735

訪問看護ありの場合で、准看護師がサービスを提供した場合は、1ヶ月の所定単位数の100分の98に相当する単位数となります。

(2) 減算・日割り単位について

①通所系サービスを利用した場合については、利用日に減算される単位数は下記の通りです。

介護度	単位数 (単位/日)	10割 (円/日)	1割 (円/日)	2割 (円/日)	3割 (円/日)
要介護1	62	646	65	130	194
要介護2	111	1,156	116	232	347
要介護3	184	1,917	192	384	576
要介護4	233	2,427	243	486	729
要介護5	281	2,928	293	586	879

②同一・隣接敷地内へのサービス提供時については、600単位/月、同一敷地内の利用者数が50人以上の場合は、900単位/月が基本単位より減算となります。

③短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用した場合においては、その利用日数を除く、1ヶ月の日数にて日割り計算となります。

介護度	単位数 (単位/日)	10割 (円/日)	1割 (円/日)	2割 (円/日)	3割 (円/日)
要介護1	187	1,948	195	390	585
要介護2	334	3,480	348	696	1,044
要介護3	555	5,783	579	1,157	1,735
要介護4	703	7,325	733	1,465	2,198
要介護5	850	8,857	886	1,772	2,658

要介護3 訪問看護なしのご利用者の方が、ショートステイを7泊8日利用した場合の定期巡回の1ヶ月（30日の月）の基本単位数について

552単位×（30日-7日）＝12696単位 となります。

（退所日は減算になりません）

(3) 加算について

項目	単位数	10割	1割	2割	3割
初期加算※1	30	312	32	63	94
サービス提供体制強化加算※2	750	7,815	782	1,563	2,345
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数の13.7%				
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数の6.3%を加算				
介護職員等ベースアップ等 支援加算	1ヶ月の総単位数の2.4%を加算				

※1 初期加算は1日あたりの単位数で計算します。

ご利用開始日より30日以内の期間

※2 サービス提供体制加算は1月あたりの単位数で計算します。

従業員の研修計画・指導・介護福祉士の占める割合等、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合

(4) 訪問看護が必要な場合の加算

(連携先の訪問看護ステーションで加算される単位数)

項目	単位数 (単位/月)	10割 (円/月)	1割 (円/月)	2割 (円/月)	3割 (円/月)
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,210	521	1,042	1,563
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,605	261	521	782
緊急時訪問 看護加算	574	5,981	599	1,197	1,795
ターミナル加算	2,000	20,840	2,084	4,168	6,252
退所時共同 指導加算	600	6,252	626	1,251	1,876

※1 単位＝10.42円（地域区分：6等級）で計算します。

※特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）

特別な管理が必要とする利用者として」厚生労働大臣が定める状態の者に対して行う場合

※緊急時訪問看護加算

利用者の同意を得て緊急時訪問を必要に応じて行う場合

※ターミナル加算

死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを行った場合

※退所時共同指導加算

病院や介護老人保健施設に入院・入所中に事業所の保健師・看護師等が在宅の療養上必要な指導を行った場合

<支払方法>

毎回、原則10日までに前月分の請求書を交付します。その請求書を請求書交付月の20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）、ご指定頂いたゆうちょ銀行口座振替によりお支払いいただきます。（残高不足の際は同月末日に再度振替）

尚、ゆうちょ銀行口座振替にかかる手数料10円のご負担が必要となります。お支払い頂きますと領収書を発行します。

（※ゆうちょ銀行口座振替以外の支払方法については、別途ご相談下さい。）

<その他>

緊急通報端末機器については、据え置き型、携帯型、テレビ電話型等があり、利用者様負担については、据え置き型のものでは、通信費が発生いたします。またテレビ電話型については、月額の通信費をご負担していただく場合があります。

また緊急通報端末機器の紛失や故意な損害による故障などにおいては、ご利用者様、保証人の方に対して緊急通報端末機器の保障をしていただくことになりますので、ご了承ください。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者にお支払われない場合があります。その場合は、一旦サービスの利用料金全額をお支払いいただきます。領収書と共にサービス提供証明書をお渡しいたします。サービス提供証明書は後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

<サービスの中止>

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、ご利用日の前日17時00分までにご連絡ください。

キャンセル料について

- 1) ご利用日の前日17時00分までにご連絡いただいた場合・・・無料
- 2) 当日8時30分を超えてもご連絡がなかった場合については、
1回1,000円のキャンセル料をお支払いしていただきます。

※但し、利用者の容体の急変や他のサービス利用など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要です。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間（１０分～３０分）を基本とします。

（２）合鍵について

緊急通報及び随時対応サービスに使用するために必要な合鍵を利用者又は家族等により預かります。定期巡回サービスでも合鍵を使用する場合は、２個合鍵を預かる場合があります。また、利用者及び家族より合鍵預書に同意いただき、事業所に保管します。

サービスが終了した場合は、すみやかに合鍵を利用者若しくは家族へ返却をいたします。事業所において、合鍵の紛失した場合については、すみやかに利用者あるいは家族へ連絡をし、鍵等の交換を行い防犯に努めていきます。

（３）サービスをお受けいただく上でのご留意点

①訪問介護員は医療行為や年金等の金銭の取扱いができませんのでご了承下さい。

訪問看護については、医師の指示がないものについては、サービスを行うことができません。

また、サービス内容については、生活上状況に応じて必要と事業所の管理者および計画作成責任者が判断した場合は、行田市と協議いたします。ご相談ください。

②ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。